

未来につなぐ  
あなたの想い



READYFOR

レディーフォー遺贈寄付サポート窓口

お気軽にご連絡ください

通話料  
無料電話

0120-948-313

受付時間: 平日10時~17時(年末年始を除く)

ホームページはこちらから

レディーフォー 遺贈寄付 検索



ホームページは  
こちらからも  
ご覧いただけます  
<https://izo.readyfor.jp/>



LINEお友達登録・  
ご相談はこちらから



運営会社: READYFOR株式会社

遺贈寄付サポート窓口  
ご利用パンフレット







# 遺贈寄付をご検討する方が増えています

いま苦しんでいる人のために、  
私たちの未来のために、活動する人々がいます。  
また、そんな人々の活動を  
もっと応援したいと願う人々の想いがあります。

その想いにお応えすべく、  
私たちはレディーフォー遺贈寄付サポート窓口を立ち上げました。  
お一人おひとりの想いが込められた大切な財産を、  
未来への財産として、想いを共にする活動へ届ける  
お手伝いをさせていただきます。



## 遺贈寄付とは？

一般的に遺贈とは、遺言書を作成し、財産の全部または一部を特定の個人  
あるいは団体に無償で譲渡(贈与)することです。  
相続の発生後、遺言を執行することで寄付がなされます。  
レディーフォー遺贈寄付サポート窓口では、「遺言による寄付(遺贈)」に加えて、  
「相続財産による寄付」も含め遺贈寄付と呼んでいます。  
遺贈寄付の種類について、下記ページでくわしくご説明しております。

- 遺言による寄付 …… P8~11 (ご本人が寄付する場合)
- 相続財産からの寄付 …… P12 (相続人が寄付する場合)

### 遺贈による寄付先ご指定後のイメージ

生前より団体から各種報告が届き、社会貢献が実感できます。

団体からの  
報告物(例)

- お礼状
- 定期的な活動報告
- 団体主催イベントのご案内 など

※団体により報告内容が異なります。



特定非営利活動法人 ACE



公益財団法人 関西盲導犬協会

## 想いを 実現したい

遺贈寄付は、亡くなった後も  
社会に役立てることで、  
あなたの想いを実現することが  
できます。

## 生きがい を見つけない

寄付を受ける側の  
原動力となるだけでなく、  
寄付をする側にとっても、  
自分らしい人生を生きる  
活力となります。

## 自分で 選択したい

遺贈を行うことで、  
法定相続分に関わらず、  
自分の財産を役立ててほしい分野に  
自分の意思でお金をのこす  
ことができます。

## 生きた証 をのこしたい

遺贈寄付は  
その想いととも寄付先団体や  
身の回りの人々の記憶に残り、  
この世に生きた証をのこすこと  
ができます。

ライフスタイルや価値観、家族構成のカタチなど、  
何もかもが多様化している今、自分らしく財産の一部を社会に  
役立てたいと思う方が増えています。  
「自分の財産、最期はどうすれば良いのだろう」といった疑問を  
お持ちでしたら、ぜひ一度ご検討・ご相談ください。



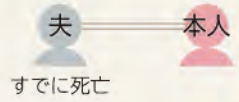




**Aさまのケース** 子どもがおらず、財産をのこす相手(相続人)が誰もいないので、亡夫が闘病中にお世話になった医療(がん)関係に寄付したい

【おひとりさま・相続人なし・資産は不動産がほとんど】

- Aさま(女性:80歳) 一人暮らし
- 夫は昨年がんにて他界、子ども・自身の兄弟含めた相続人がいない
- 保有資産は現預金250万円、不動産(ご自宅)
- 年金暮らし



夫は亡くなって子どもも兄弟もないし、私の財産はどうしたらいいのかしら…

夫は闘病中に色々な方にお世話になったし、がんとか医療に役立つ所に寄付できないかしら…

「遺贈」という仕組みがあるのねちょっと聞いてみたいわ

相続人が誰もいない場合、財産が国庫に入ってしまうと聞いたことがあるわ

ご相談者:Aさま

当窓口のサポート内容

- ①ご希望の分野の団体を複数ご提案  
Aさまご希望の医療分野から対応可能な団体を複数ご提案し、お選びいただけます
- ②ご自宅の遺贈方法についてもご提案  
財産のすべてを遺贈される場合「包括遺贈」をご提示いたします
- ③遺言の作成・執行について専門家をご紹介  
弁護士などの専門家をご紹介し確実な手続きをサポートいたします
- ④遺言でご指定された団体へ連携  
団体よりお礼状・活動報告が届きます



Aさまが選んだ遺贈寄付のかたち

遺言執行時は保有不動産を換価し、すべての財産(2,000万円相当)を「がん患者をサポートする団体」に遺贈されることをご選択。

将来のことを決められて、安心したわ

**Bさまのケース** 知人から相続配分などの苦勞を聞き、まずは夫婦で遺言書を作成、次に財産の一部を団体へ寄付することを検討

【ご夫婦・子どもなし・資産は金融資産と不動産】

- Bさま(男性:65歳) 妻あり、子どもなし
- 保有資産は現金2,000万円、不動産(ご自宅)
- 夫は兄1人、妹1人、妻は姉1人



(子どものいない)知人からその夫の相続のことを聞いたけど、相続財産の配分で苦勞したらしいな…

相続が面倒なことにならないように、やっぱり遺言書はしっかり作成しておいた方がいいな…

兄弟姉妹も自分たちの相続のこともあるし、私の財産はのこさなくても大丈夫そうだな…

せっかくなら、将来を担う子どもたちに役立てて欲しいな…

ご相談者:Bさま

当窓口のサポート内容

- ①財産を相互に相続させる遺言書の作成をご提案  
面倒な話し合いを起こさない遺言書の作成をサポートいたします
- ②相続後の奥さまの生活に不安のない範囲での遺贈寄付をご提案
- ③ご夫婦それぞれ気になっていた分野の複数団体をご提案  
団体の活動状況など確認の上、安心して託すことのできる寄付先をお決めいただけます
- ④遺言でご指定された団体へ連携  
団体よりお礼状・活動報告が届きます



Bさまが選んだ遺贈寄付のかたち

遺言執行時に現預金100万円を「子どもの教育支援団体」に遺贈、残りの財産を奥さまに相続されることをご選択。

ややこしい遺産分割協議が避けられそうよかった





このような方が遺贈寄付を活用されています



**Cさまのケース** これまで仕事や趣味に没頭していたが、社会に貢献することで「生きた証」としたい

【おひとりさま・子どもなし・資産は金融資産】

- Cさま(女性:55歳) 一人暮らし
- 未婚で両親以外に弟あり
- 保有資産は現預金300万円のみ



「遺贈」って実際にどういう形でできるのか相談してみようかしら

災害が増えない社会にするために、私も「生きた証」みたいに何かのこせないかしら…

今まで仕事や趣味ばかりだったけど、この前の自然災害のことは気になったわ…最近多いわね

老後のお金のこともあるし、そんなに多くの額でなくても大丈夫かしら…

ご相談者:Cさま

当窓口のサポート内容



担当者

- ①ご家族のこともお伺いし最適な方法をご提案  
ご兄弟への財産の相続についてご意向などをお伺いします
- ②最終的に残る財産額がわからなくて不安といったお声にもお応え  
「残った金融資産の10分の1」を寄付する方向などをご提案いたします
- ③団体をより深く知るための「生前寄付」もご提案  
「寄付でどのような貢献ができるのか知りたい」などのご希望にもお応えします
- ④実際に寄付を行い、その上で決めいただくサポートを実施

Cさまが選んだ遺贈寄付のかたち

遺言執行時に残った現預金の10分の1を、自然を活かした防災に取り組む「環境保護団体」へ遺贈されることをご選択。



これで一段落ね。お礼状も届いてうれしいわ

**Dさまのケース** これまで特に不自由なく暮らしてこられたが、最後に何か社会貢献できないかと考え、母校への寄付を検討

【ご夫婦・子どもあり・資産は金融資産と不動産】

- Dさま(男性:75歳) 妻(73歳)と二人暮らし
- 子どもは息子と娘の2人
- 保有資産は現預金5,000万円、不動産1億円(ご自宅+アパート)



このサービスは何か手伝ってくれそうだから試しに聞いてみようかな

自宅やアパートは妻や子どもに思っているが、いくらかは寄付できたらいいな…

少し前に母校へ遺贈を考えたが、手続きが煩雑そうでやめてしまったけれど…

これまで不自由なく暮らしてこられたが、最後に何か社会へのお礼ができないかな…

ご相談者:Dさま

当窓口のサポート内容



担当者

- ①既に決まった寄付先がある場合もサポート  
通常の寄付とは対応が異なる為、寄付先への確認・調整をサポートいたします
- ②ご意向を踏まえながら分割案の作成をサポート  
奥さまの相続(2次相続)まで考慮した配分案の作成をサポートいたします
- ③遺言書による寄付先のご指定方法は当窓口よりサポート  
ご指定の寄付先での受入対応を確認の上、安心して遺言書を作成いただけます

Dさまが選んだ遺贈寄付のかたち

遺言執行時に現預金より一部(約300万円)を母校へ遺贈されることをご選択。



妻や子どもだけでなく、お世話になった母校にもおこせてよかった



### 1 多くの団体から適切な寄付先をご選択いただけます

当窓口は、お客さまの「どこに寄付したらいいかわからない」と言ったお悩みに、ご意向に寄り添いながら適切な寄付先団体のご提案をさせていただきます。



### 2 無料でお気軽にご相談いただけます

当窓口へのご相談は、何度でも無料でご利用いただけます。



### 3 寄付金額は少額からでもご相談いただけます

当窓口でご相談可能な遺贈寄付の金額に下限はございません。お客さまおよびご家族の将来の生活に支障が出ない形でのご提案をさせていただきます。



### わたしたちREADYFOR(レディーフォー)について

当社READYFOR(レディーフォー)株式会社は、2011年3月に日本初のクラウドファンディングサービスを開始しました。現在は日本最大級のクラウドファンディングサイトを運営しています。

#### 提携先

地方自治体・新聞社・金融機関・大学など、約250の機関と提携を実施。

ビジネス・創業支援、学術・医療研究などのサポートに積極的に取り組んでいます。



#### 受賞歴・加入団体

- 2019年5月 第5回 日本ベンチャー大賞 「経済産業大臣賞」受賞。
- 2019年10月 一般社団法人 日本経済団体連合会(経団連)に入会。



### 遺贈寄付受入団体からの声



公益財団法人  
日本自然保護協会  
日本自然保護協会

私たちの活動に関心を持ってくださる方に、レディーフォーが丁寧に寄り添ってご案内して下さることで、支援の輪が広がります。

終活寄付・セカンドライフチーム  
芝小路 晴子 さま (写真右)  
鶴田 由美子 さま (写真左)



特定非営利活動法人  
全国子ども食堂支援センター・むすびえ  
むすびえ

子ども食堂の活動・むすびえの想いに共感してくださっていることで、安心感を持って活動を進められています。

広報・ファンドレイジング統括責任者  
三島 理恵 さま



特定非営利活動法人  
がんサーキットジャパン  
Cancer Net Japan

レディーフォーのサポート窓口担当者の信頼感や専門性が高く、安心して任せられるので、本来の活動に専念できます。

常任理事  
古賀 真美 さま



### ご相談から遺贈寄付までの流れ

#### 1 ご相談



お客さま

お電話・メールなどで、お客さまの思い・お悩みや、遺贈寄付検討にあたって必要な基本情報をお伺いします。

#### 2 ご提案



担当者

ご意向を踏まえ、適切な寄付先候補のご提案や、ご家族・団体への配分決定のサポートをいたします。  
お客さまがご納得いただけるまで何度でもご相談可能です。

#### 3 遺言書の作成



お客さま

ご納得いただける寄付先・分け方が決まりましたら、必要なお手続き(遺言書作成・保管)をしていただきます。

#### 専門家ご紹介 (ご要望に応じ)

担当者

お客さまのご要望に応じ遺言書作成などの専門家(弁護士など)のご紹介や、「みまもりサービス」「死後事務委任」先のご案内もいたします。

#### 4 お礼状などのご送付手配



担当者

遺言書を作成いただいた後、当窓口より団体へ内容を連携いたします。団体からはお客さまに活動報告やお礼状などが送付\*され、貢献を実感いただけます。

\*団体により報告内容が異なります。

#### 5 ご遺言の執行

遺言書

ご遺言が執行された際に指定団体への寄付がなされ、お客さまの思いが実現します。

### 遺贈寄付コンサルタントより

ご相談者さまの全体の資産のなかでどの程度を寄付に回すことができそうかなど、関連するお悩みについても、ご相談者さまと一緒に考えます。寄付のご意向や詳細が決まっていなくても、お気軽にご相談ください。



北山 陽一

大手信託銀行で遺言信託の受託手続きならびに受託審査部門に携わるなど相続・遺言に関して20年近くの相談経験あり。1級ファイナンシャルプランニング技能士、准認定ファンドレイザー



## 遺贈寄付におけるポイント

当窓口では、以下の点も踏まえたご相談・アドバイスをいたします。



### 1 遺言書の作成はお早めに

いざ何かあると「あの時書いておけば良かった」と思われるケースも少なくありません。「まだ元気」という時から作成することをおすすめいたします。

### 2 ご家族を第一に

「遺贈寄付をするなら多額の寄付を」と思われがちですが、ご家族のその後の生活のことを第一にお考えの上ご検討いただけるよう、サポートいたします。

### 3 「遺留分」にご注意

「遺留分(詳細下記ご参照)」を侵害した遺言書は相続人との争いの元となります。遺留分を侵害しない形での財産分与・遺言書の作成をサポートいたします。

### 4 「包括遺贈」と「特定遺贈」について

包括遺贈: 全財産について「全部」もしくは「割合」を示して遺贈するやり方です。借入や保証などの債務も承継することに注意が必要です。

特定遺贈: 個々の財産(預金や不動産など)を特定して遺贈するやり方です。借入や保証などの債務は承継しません。

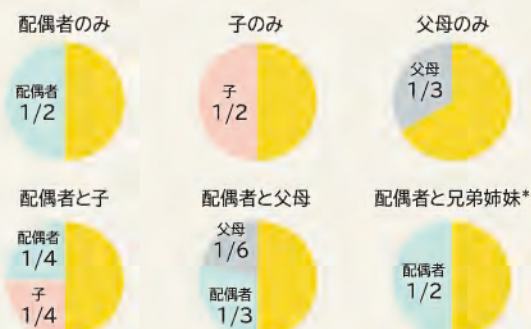
### 5 「換価型(清算型)遺贈」について

「今は住んでいるが、亡くなった後に自宅を遺贈したい」といった場合などに便利な遺贈方法の一つです。遺言の執行時に遺言執行者により換価され、清算金額が受遺者に分配されます。事前に遺言執行者への確認が必要となります。

#### 【コラム】遺留分とは

法定相続人(兄弟姉妹以外)には、最低限保障された「遺留分」があります。「遺留分」を侵害すると相続人より「遺留分侵害額請求」が発生する可能性があります。遺贈寄付をスムーズに行うには遺留分を侵害しない財産配分が大切です。

#### 遺留分割合の具体例



\*兄弟姉妹に遺留分はありません

## ご意思を遺言書に記した遺贈寄付がおすすめです

「寄付はしたいけど今後の生活が不安」という方にこそ、遺言書による寄付をおすすめします。お亡くなりになった後に、残った財産から寄付されるため、遺言を書いても財産は今まで通りご自由にお使いいただけます。

### 遺言書の作成メリット

- 自身の想いを相続人へのこすことで安心できる
- 財産を渡したい人(法定相続人でない人・団体)に渡せる
- 相続人の相続手続き負担を軽減できる



### 自筆証書遺言と公正証書遺言

遺言書には主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。主な特徴やメリット・デメリットは以下の通りです。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
特徴	原則遺言者がすべて自筆で作成する。 ※財産目録はパソコンでの作成が可能	証人2人以上の立会のもと公証役場で作成。遺言者が口述する形で公証人が作成。
メリット	●1人で手軽に作成できる ●費用がかからない	●確実な遺言書の作成が可能 ●検認が不要
デメリット	●形式不備により無効になるリスクがある ●法務局による保管制度を利用しない場合は検認が必要	●作成に費用や手間がかかる ●手続きに時間がかかる

#### 自筆証書遺言の場合、保管制度の利用をおすすめします



保管制度には以下のようなメリットがあります。

- 公的機関(法務局)で保管
- 必ず本人が申請(本人確認)
- 法務局で形式要件をチェック
- わずか3,900円で半永久的に保管
- 検認が不要
- 将来は死亡届で自動通知予定



自筆証書遺言の作成例

〈前提条件〉

- 夫婦・子どもなし
- 財産の大半は夫が所有、妻は少し。
- 夫は自分の全財産を妻へ相続させるが、妻亡き後にその財産が妻の兄弟姉妹へ引継がれることには抵抗がある。
- 夫婦で夫の姪をかわいがっており、夫も妻も亡くなった後の財産は少し姪にのこして、残りは寄付したいと考えている。

〈夫の遺言〉

- 全財産を妻へ相続させる
- 遺言執行者に妻を指定する



〈妻の遺言〉

遺言書

第1条  
私は、私が有する全財産(私が夫●●●●から財産を相続していた場合は当該財産も含む)を後記遺言執行者にて換価換金処分し、同金額から私の債務、本遺言の執行にかかる費用、遺言執行者の報酬その他一切の費用を控除した残余から金500万円を私の夫の姪●●●●に遺贈し、さらにその残余を公益財団法人●●●●●へ遺贈する。

換価型遺言(清算型遺贈)の文例です。財産種類毎に遺贈先を指定する書き方もあります。

金額指定で遺贈する書き方の他、割合で遺贈する書き方もできます。

第2条  
私は、本遺言の財産に関する遺言執行者として、●●●●を指定する。

遺言執行報酬は、遺言執行者と合意した金額や料率を記載します。

第3条  
遺言執行者に対する報酬は、遺言執行対象財産の相続税評価額に●%を乗じた額とする。

遺贈寄付する理由や、ご家族へ感謝などを付言事項に書きましょう。

<付言事項>  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(日付) ●●●●年●●月●●日  
(氏名) ●● ●● (印)

全文、日付および氏名の自書と捺印が自筆証書遺言の要件です。

〈自筆証書遺言を作成される際のご注意点〉

- この遺言書文例は、利用者の方が遺言書を作成する際の参考資料としてお示しするものであり、本文例に署名されましても、自筆証書遺言としての効力はありません。
- 実際に遺言書を作成される際には、弁護士などの専門家にご相談ください。
- 当社は、この遺言書文例の正確性、完全性、有用性などにつき、保証いたしかねます。

相続財産からの寄付とは、相続人が受け継いだ財産から相続人が寄付を行うことです。被相続人の意向を汲む他、相続人自身の意向により寄付が行えます。



相続財産からの寄付の特徴・注意点

〈特徴〉

- 1 相続人が寄付を行います  
相続財産からの寄付は財産を相続するときに行うため、相続人が行うことになります。
- 2 相続税の申告期限までに寄付を行う必要があります  
相続税の申告期限までに国、地方公共団体または公益を目的とする事業を行う特定の法人(公益法人)などに寄付を行った場合、相続税の申告時に相続税の課税対象財産から控除することができます。
- 3 相続人の所得税の控除を受けることもできます  
国、地方公共団体または公益法人などに寄付した場合、所得税における「寄附金控除」の対象となり、相続人の所得控除または一定のものについては税額控除を受けることもできます。

〈注意点〉

- 相続税の申告期限まで(相続発生から10ヵ月以内)という時限性があります
- 不動産や株式などの場合には、(寄付の方法により)譲渡所得税などが課税されることがあります

当窓口でのサポート

- 被相続人や相続人のご意向に沿った団体のご紹介をいたします(寄付後、団体からのお礼状などにより、ご意向を踏まえた社会貢献が実感いただけます)

このような方々をご検討されています

<p>故人の想いを引き継いで寄付をしたい方</p> <p>お父さん、生前にずっと寄付してたなあ</p> <p>寄付してほしいという手紙が見つかったわ</p>	<p>相続人自身が寄付したい団体がある方</p> <p>応援したいと思っていた団体があるんだよな</p> <p>相続でお金も少し余裕が出来たから、寄付してみようかな</p>	<p>相続したものの使わない不動産*がある方</p> <p>引き継いだ実家どうしよう...</p> <p>自宅があるから使わないし、もったいないなあ</p>
--	--	--

\*売却代金を寄付するほか物件や寄付先の団体によっては「現物寄付」というやり方もあります。





1.遺贈寄付全般について

Q 遺贈寄付はお金持ちの人にしか関係ないのではないですか？

A 遺贈寄付に関して、金額の下限などは特にございません。金額の多寡に関わらず寄付を行うことができます。

Q 老後の生活費が不安で遺贈寄付ができそうにありません。

A 生活費に不安がある方にこそ、生前は生活を第一に考え、残った財産を寄付できる遺贈はおすすめです。まずはお気軽にご相談ください。

Q 独り身なのですが、誰がどのように遺贈寄付を実行するのでしょうか？

A 遺言書を作成される際に、遺言執行者をご指定いただきます(弁護士や金融機関など)。その遺言執行者が執行時に寄付を行います。お一人でも安心して寄付が行えます。当窓口では、弁護士などのご紹介や「死後事務委任」などのご案内も行いますのでお気軽にご相談ください。

Q 遺言書の書き方や、家族や寄付先への財産の分け方が分かりません。

A 当窓口ではお客さまのご家族構成や想いを伺いながら、ご意向に沿った分割案や遺言書の作成方法をご相談いたします。迷われている場合はまずご相談ください。

Q 不動産を寄付することもできるのでしょうか？

A 不動産の現物寄付は団体によって受入可能なところもございます。また、遺言の執行時に現金に換価する「換価型遺贈」のご案内も可能です。条件によるところもありますので、まずはご相談ください。

Q いきなり遺贈は少しためらうのですが、生前にも寄付できますか？

A 当窓口では、遺贈だけでなく、生前からの寄付のご相談も承っております。生前に少しずつ寄付し、ご自身が寄付されたお金がどのように活用されているかお確かめになった上で、遺贈を行うこともおすすめです。

2.当窓口について

Q レディーフォー遺贈寄付サポート窓口を利用するのにお金はかかるのですか？

A 当窓口へのご相談は何度でも、無料をご利用いただけます。ただし、ご相談の結果、お客さまが弁護士など専門家へも相談の上遺言書を作成される場合には手数料が発生します。(発生する手数料は専門家にお支払いいただく手数料となります。)

Q なぜレディーフォー遺贈寄付サポート窓口への相談は無料でできるのですか？

A 私たちはお客さまのご寄付実行後に、寄付先の団体から所定の手数料をいただいております。そのため、お客さまご自身にはご負担なくご利用いただける形となっております。

Q 相談したら寄付しなければいけませんか？

A ご相談いただいたら寄付をしなければならないというようなことは一切ございませんので、ご安心ください。

3.その他

Q 自分が寄付するお金がどのように使われるのか、どのように分かりますか？

A 遺贈寄付する遺言を書いたことは当窓口より団体にご連絡します。この為、生前より団体から定期的に活動報告を受けることが可能です。

Q 寄付先の団体を変更することはできますか？

A 遺言でご指定された団体を変更することは可能です。ただし、遺言書の書き換えや団体への連絡が必要となりますので、遺言書の変更・撤回をご希望の際は当窓口へご連絡ください。